

(4) X₁らには、顧問弁護士等の専門家に全く相談しなかつた過失があるとして、二割を相殺し、

(5) Yに対し、X₁に一、〇〇八万円、X₂に一、三二二万円を支払えと命じた。

三 まとめ

不動産取引に伴う課税に関して、媒介業者又は売主業者が課税されないと保証又は明言をした場合、その責任があるとするのが、これまでの判例である（媒介業者について、大阪高判昭四九・一一・六ジユリスト五八五一七。売主業者について、東京地判昭四九・一二・六判タ三三二一九〇）。

本件は、マンション建設業者が等価交換方式の課税について誤った説明をして、契約を締結させた場合の責任を認めたものである。妥当な判決であろう。

また、損害額の算定に関し、課税繰延措置不適用の場合について、判断が示されたのは、初めてである。注目すべき判決であろう。

一 事案の概要

買主Xは、平成六年五月二〇日、媒介業者Y₄の媒介で、売主Y₁、Y₂（Y₁の妻、同年七月離婚）、Y₃（Y₂の母）の代理人A弁護士と、中古マンション（総戸数五戸、三階建、専有面積一、二二・三七m²）を、代金八、〇〇〇万円で買い受ける旨売買契約を締結し、手付金八〇万円を支払った。また、Xは、同日、Y₄に

最近の判例から

(5)

管理費の滞納額の清算

（東京地判 平八・八・三〇 金商一〇二五一三〇） 二木 卓馬

中古マンションの売買契約において、買主が管理費の滞納額を明らかにすることとその清算を求めたのに對し、これを怠つたのは、

媒介手数料の半額一二六万六、九〇〇円を支払つた。

売主及び媒介業者の債務不履行であるとして、売主に対し手付金相当の違約金の支払いを、また、媒介業者に対し手数料の返還を命じた事例（東京地裁 平成八年八月三〇日 判決控訴（和解）金融・商事判例一〇二五号三〇頁）。

本件売買契約は、Y₁らがB銀行に多額の債務を抱え、その返還に充てるため、任意売却されることになったものであり、Xは、同マニシジョンの他の専有部分を購入していた。

また、Y₁は同管理組合の理事長であった。本件売買契約の重要事項説明で、Y₄の担当者は、説明書に「管理費清算金」は「未定」と記載したが、管理費の滞納額について、「二、三ヶ月程度の滞納があるが引渡しまでには清算する」とXに説明した。

Xは、A及びY₄に滞納額を明らかにするよう求めた。

同年七月二八日、管理組合の総会が開催され、滞納額は二二六万五、九〇〇円と報告されたが、内訳不明のため、承認されなかつた。翌二九日の決済は、管理費の清算未了のた

め、行なうことができなかつた。

Xは、同年八月二日、A及びY₄に対し、八月一二日までに履行するよう催告した。Aは、Y₁に対し滞納額について管理組合の同意を得るよう指示したが、結局確定できず、Y₄は、弁護士同士で話し合つてもらいたいと告げただけで、対応をしなかつた。

Xは、八月一七日、本件売買契約及び媒介契約を解除する旨の意思表示をした。

管理組合は、平成七年六月八日、Y₁に対し損害賠償請求訴訟を提起し、平成八年六月一七日裁判上の和解（未払分一四二万円、未清算分四五八万円、計総額六〇〇万円）が成立した。

Xは、Y₁に対し、債務不履行を理由に手付金相当の違約金の支払いを、また、Y₄に対し、債務不履行を理由に手数料の返還を求めた。

二 判決の要旨

これに対しても、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) Y₁らについては、マンションの売主に管理費の滞納があると、同債務は買主に承継されるから、その滞納額がどれほどであるかは買主として多大の関心を有する事項で

(2) Y₄については、本件売買契約の履行期日までにその滞納額を明確にし、かつ、その清算を約してたところ、何らの対応をせず、本件売買契約が解除される結果になつたから、媒介業務の履行につき債務不履行があり、手数料一二六万六九〇〇円を返還すべき義務があるとした。

なお、本件は、控訴後、平成九年七月七日、Y₁らが三五〇万円、Y₄が五〇万円を支払うことで、和解が成立した。

また、本件物件は、平成六年一〇月二七日競売開始決定がなされ、平成九年六月六日Cが競落し、同年九月二五日Dに売却される。

三 まとめ

マンションの滞納管理費は、買主に承継されるから、重要事項説明で、その明記が義務付けられているところである。

本件は、売主及び媒介業者が滞納額の清算を約束していたのに、履行しなかつたとして、違約金の支払い及び手数料の返還が命ぜられたものである。

媒介業者としては、よく留意すべき事象であろう。